



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年5月11日火曜日 第2165号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	354
理容師法による講習会の指定.....	354
美容師法による講習会の指定.....	354
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	354
基本測量の実施の通知.....	354
公共測量の実施の通知（2件）.....	354
都市計画事業の施行.....	355
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	355
開発行為に関する工事の完了.....	355

### 告 示

#### ○愛媛県告示第561号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
公立学校共済組合三島医療センター	四国中央市中之庄町1684番地2	公立学校共済組合	平成25年3月31日まで

#### ○愛媛県告示第562号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成22年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番地26号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成22年11月8日、平成22年11月15日、平成22年11月22日の3日間
- 講習場所  
松山市宮田町132番地  
ピュアフル松山
- 受講料  
18,000円

#### ○愛媛県告示第563号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成22年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番地26号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成22年11月8日、平成22年11月15日、平成22年11月22日の3日間
- 講習場所  
松山市宮田町132番地  
ピュアフル松山
- 受講料  
18,000円

#### ○愛媛県告示第564号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年5月11日から5月24日まで

#### ○愛媛県告示第565号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年5月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 作業種類  
基本測量（基準点現況調査及び電子基準点現地調査）
- 作業期間  
平成22年6月1日から  
平成22年9月30日まで
- 作業地域  
八幡浜市、大洲市、西予市、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町

#### ○愛媛県告示第566号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（1 / 1,000、1 / 2,500、1 / 10,000地形図作成）
- 2 作業期間 平成22年 5月11日から  
平成22年 9月30日まで
- 3 作業地域 松山市都市計画区域内

○愛媛県告示第567号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 平成22年 5月11日から  
平成23年 3月31日まで
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成22年 5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
松山広域都市計画公園事業  
9・6・1愛媛県営総合運動公園
- 2 施行者の名称  
愛媛県
- 3 事務所の所在地  
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
愛媛県松山市上野町及び西野町並びに伊予郡砥部町上原町、原町及び宮内 地内
  - (2) 使用の部分  
なし

○愛媛県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 5月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂648番4から 同町満穂651番4まで	旧	メートル 4.5～22.0	キロメートル 0.251	
			新	4.9～55.5	0.266	

○愛媛県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 5月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建（開）第6号 平成22年 4月27日	伊予市宮下字磯崎1803番4	伊予市上野240番地1 有限会社オンリーランバー